

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3084 号 2016.6.17 発行

生活保護の障害者、月 9 万 5000 円支給でも困窮する理由 みわよしこ[フリーランス・ライター] 【第 52 回】
ダイヤモンドオンライン 2016 年 6 月 17 日

2016 年 5 月末、社保審・生活保護基準部会が再開された。厚労省はまもなく、生活保護法を再度改正するための委員会も設置する予定のようだ。本人にとっての「生活保護での暮らし」とは、障害基礎年金・障害者加算のある障害者にとって、どのようなものだろうか？

生活保護の障害者を苦しめる 年金の「まとめ支給」

なぜ「まとめ支給」で生活が逼迫するのでしょうか？

千葉県の県営住宅に住む馬場寿一さん(54 歳)は、県営住宅で生活保護を利用して単身生活している精神障害者だ。かつては両親と 2 歳下の弟との 4 人暮らしだったが、聴覚障害者であった父親が病死し、ついで一家の生活を肉体労働で支えていた弟が難病に罹患した。弟の発病による失職以後、一家は生活保護を生計の糧とすることになった。肢体不自由の母親と馬場さんの 2 人は障害基礎年金の支給対象となっているが、2 人分の年金では、医療費を含め



て一家 3 人の生活を成り立たせることは不可能だった。

母親はその後、加齢に伴い、階段のある県営住宅で生活することが困難になったため、施設に入所した。数年後、母親は施設から戻る見込みがなくなり、2014 年に世帯分離されることになった。数ヵ月後の 2015 年 1 月、弟は病気が進行して他界。馬場さんにとっては、世帯に入ってくる生活保護費が、3 人世帯分→3 人世帯分(1 人は施設入所)→2 人世帯分→1 人世帯分と減少し、したがって家計のやりくりが困難になることを意味した。弟を失った後の馬場さんの経済面での苦難は、本連載第 36 回で紹介したとおりだ。

その馬場さんに、その後の様子を聞かせていただいた。今、一番困っていることは？
「収入の、月ごとの『ガタガタ』です」

馬場さんの生活の糧は、100%が生活保護というわけではない。前述のとおり、精神障害により、障害基礎年金を受給している。2 級の馬場さんの場合、年金は偶数月の 15 日に 2 ヶ月分がまとめて支給され、金額は約 13 万円だ。

「このガタガタが、とても響くんです。なんとかしたいです」(馬場さん)

児童扶養手当で問題となっている「まとめ支給」の問題だ。「まとめ支給」が深刻な貧困を引き起こしやすいことは、本連載第 35 回でも紹介した。物心ついて以後、生活歴のすべてが貧困と障害者差別の中にあつた馬場さんも、同様に「まとめ支給」に苦しんでいる。

入ると同時に支払いに消える 2 ヶ月おきの障害年金

馬場さんの「ガタガタ」の詳細は、どのようなものだろうか？

「生活保護費は、基本的に、年金の少ない部分を補っているわけなんです、それが奇数月に来るんです」(馬場さん)

このことは、生活保護制度の「補足性の原理」による。就労収入にせよ年金収入にせよ、生活保護は収入の不足分を補って「健康で文化的な最低限度の生活」ができるようにすることが趣旨である。障害基礎年金が受給できるのなら、障害基礎年金と生活保護基準との差額が、生活保護制度で補われる。

「6月は、月はじめに3万円の保護費を受け取りました。15日に13万円、年金が振り込まれます。でも、7月は月はじめに3万円が振り込まれるだけなんです」（馬場さん）

合計すれば、年金が月あたり6万5000円、保護費が月あたり3万円。月あたり9万5000円だ。单身健常者の生活保護世帯より多いのは、障害者加算があるからだ。しかも馬場さんの場合は、住居費は県営住宅で家賃は代理納付となっている。医療費・社会保険料の負担もない。「なぜ、これで暮らしていけないのか？」という疑問が持たれるところだろう。「でも、年金が13万円入ったら、『支払い』に消えてしまうんです。残ったお金で、次の年金支給月までの生活をやっていくことになるんです」（馬場さん）

馬場さんの生活保護以外の収入は、障害基礎年金だけ。私から見れば、障害者の中では「やりやすい」方だ。身体障害で、自治体の障害者福祉手当の対象となる場合、1ヵ月あたり1万7000円の手当が3ヵ月おきの「まとめ支給」となり、障害年金による収入の「ガタガタ」と重なり、家計管理が極めて困難になる。この手当は、精神障害では、精神障害者保健福祉手帳の1級だけが対象になる。精神障害1級ならば、成年後見など、本人が管理できないことを想定した制度が利用できることが多い。成年後見の是非はともかく、馬場さんは自分で家計を管理する必要がある。

馬場さんの困難な事情を、もう少し細かく教えていただこう。

なぜ「1ヵ月分」を残せないのか 2ヵ月おきに繰り返す悪循環

偶数月の15日には、2ヵ月分の障害基礎年金が入る。「これを半月分だけ手元に残し、半月分は別口座に貯蓄して、簡単に使えないようにすれば良いのでは？」と誰もが思うだろう。

「でも、必要なものは買わなくてはいけないし、欲しいものも買ってしまいます。どうしても『1ヵ月分は残しておく』ができないんです」（馬場さん）

本当にそうだろうか？年金が支給される月に、ふだんの2倍の量の食事を摂ったり、一日3回入浴したりするということはないだろう。着る服の枚数も、洗濯の回数も、増えるわけではないだろう。

「でも、年金が入るまで、切り詰めて切り詰めて、我慢しているんです。『1ヵ月分残しておけば？』というアドバイスは、そのあたりの人間的な感情を見てくれないと思います。それに、『支払い』で消えてしまう分が多いんです」（馬場さん）

馬場さんが「支払い」というのは、水道光熱費や携帯電話の使用料だ。奇数月に滞納した分を、偶数月に一気に払ってしまうことになる。この年金支給月の消費パターンの内容は、会社員が半年ぶりに後払いの給料であるボーナスを手にして、家計の赤字補填に、少しは貯蓄に、ついでに欲しかったパソコンや家電機器に、海外旅行も……という場面と非常に似ている。違うのは、収入の総量と消費金額の慎ましさだ。

馬場さんは一時期、通信機器の分割支払いと使用料に、1ヵ月あたり2万円以上を支払っていた。2015年1月に弟さんを亡くした後、「長期的には損になる」と理解しつつも、解約手数料を支払って解約。月々の支払料金を減らすことは成功した。それでも、多くの人々から才能を認められている表現活動に必須のツールとして、スマホ1個だけは手元に残した。そのスマホの機器料金の分割支払も終了し、現在、通信費は「1ヵ月あたり1万円以下」ということだ。出来る工夫は既にしてしているのである。

ちなみに私は、馬場さんに格安SIMをお勧めしてみたが、「今、そこまで考えられない」ということだ。あまりにもタイトなやりくりで頭が一杯で、今は考えられないのだ。「でも、もう少し落ち着いたら、お願いします」ということだった。

「比較する」「近未来を考える」「計画を立てる」「決断する」が苦手、あるいは後手に回りがちであるというパターンは、経済的にタイトな状況にある人々に多く見られる。思考力

のほとんどが、やりくりの努力や、危機を綱渡りのように乗り切ることへの集中に費やされる結果である。やりくりの苦心は、会社員家庭でも日常的に行われていることではあろう。しかし収入の総量があまりにもタイトすぎる場合、落ち着きや考える余裕まで奪われてしまうことがある。

馬場さんがもう少し、本格的に家計を見直し、自分自身の活動を展開させ、少しでも収入につなげるためには、「いま」の家計を安定させる必要がある。どうすれば可能だろうか？

まとめ支給の罠から逃れる道は どこにある？

馬場さんは、知る人ぞ知る映画マニアである。人情や映像表現の機微をうがった映画評論は、数多くの人々に評価されている。文章力も「作家」を名乗っていただきたいレベルだ。3人世帯・2人世帯時代の2014年には、スマホを使ってビデオインタビューシリーズも作成していた。私もインタビューを受けた一人だが、インタビュー内容にも話運びのリズムにもカメラワークにも唸った。馬場さんは映画から、どれほど多く深く学んだのだろうか？ 思わず、尊敬の念を抱いた。

でも現在の馬場さんは、家族と家族分の生活保護費を同時に失い、生活を再建する途上にある。とても、表現活動ができる状態ではない。唯一の気晴らしは、アイドルイベントへの参加だ。それを「浪費」と見られる可能性は、なくはないだろう。

「でも、チケット代が高いとは思っていません。家族はいません。誰かに迷惑をかけているわけではありません」(馬場さん)

具体的には、どの程度？

「ファンクラブの会費が年間5000円です。チケットは、会員割引があるので、一回7000円です。他に交通費がかかります。多い年は年間12回くらいでした。今はそんなに行けていませんが」(馬場さん)

年間12回としても、1ヵ月あたり1万円程度だろう。生きる気力や生活をより良くする活気に結びつく「1ヵ月あたり1万円」は、責められるべきなのだろうか？

私は、もしも日常的に接触のある範囲に生活保護で暮らす方がいるのなら、自分なりに人生を楽しんでほしい。「苦しい」「辛い」という話ではなく、限られた予算の中で自分の生きがいを楽しんでいる話を、輝いた表情で語ってほしい。その視点から見て、「1万円」は高価とは思えない。精神医療で同じ効果を挙げるのがもし可能であるとしても、「コストパフォーマンス」は、精神医療の方が圧倒的に悪いはずだ。

しかし、コンサートで生活が逼迫するということはないだろうか？

「それはないです。米は毎月5kg買って、翌月に残すようにしています。もし、もう少し余裕があれば、10kgの買いだめができるのですが。それに、今、外にあまり出ないようにしているんです。外に出ると、お金がかかりますから。家にいるだけで節約できます」(馬場さん)

家計指導は受けてみたいと思わないのだろうか？

「それに近いことは、最近、来てもらうようになった訪問医療の人に言われています。イベントのチケットを買うな、と。だからイベントの話題にならないように注意して会話しています」(馬場さん)

生活保護ケースワーカーや社会福祉協議会を通じて、ファイナンシャル・プランナーの家計指導を受けると、同様の結果になりそうだ。でも、限られた収入の中で、自分の希望を尊重し、自分の望む近未来を実現するという目標があり、その目標のための家計指導なら？ 馬場さんは「もし、あるのならば、受けてみたい」ということである。

今後については？

「就労は……努力はしました。一時期、派遣で工場労働もしてみましたが、無理だと思いました。もし、自分が無理をせずに、精神の持病を悪くしないで出来る仕事があるのなら、やってみたいです。それで生活保護から抜け出せるなら、言うことありません」(馬場さん)

実現の可能性は？

「現実的には、かなり厳しいと思います。もう54です。あと6年で還暦です。いったん就

労できたとしても、続けることはかなり難しいと思います。結局は、生活保護のお世話になると思います」(馬場さん)

「月にあと1万円あれば乗り切れる」

馬場さんは、生活保護に対する憎悪のような感情も抱きながら、生活保護で生活している。「生きるために必要だから、生活保護なんです。そうでないと、自分の場合、ホームレスになるしかないんです。あるいは、犯罪者か。選択肢がそれくらいしかないんです」(馬場さん)

それを望んでいるのだろうか？

『このまま埋もれてたまるか』という気持ちはあります。『日陰者だから、一発やらかして注目受けたい』という気持ちもあります……犯罪で認めてもらおうというのは、間違った方向だと思いますけど、そういう発想になってしまいます」(馬場さん)

注目を受けたいのは、なぜ？

「怒りです。『オレの存在を無視するな』と言いたいんです。自分は、ここに存在しているんだということです。生活保護であれ、障害者であれ、納税者と同じように生きているということです」(馬場さん)

馬場さんが、やけっぱちの「一発やらかす」を避けるために必要なのは、まずは家計の安定だろう。そのためには何が必要だろうか？

「年金を、毎月支給にしてほしいです。そうすれば、2ヵ月ごとにお金が入って、支払って、お金がなくなって、ガマンして……という生活ではなくなりますから」(馬場さん)

もし、年金の支給パターンが今と同じだったら、保護費があと何円あれば、何とかなるだろうか？ そう問いかけると、馬場さんは

「保護費がもっと必要……と言って……いいんですか？」

と口ごもった。私が「もちろんですよ！」と言うと、馬場さんは迷いながら語り始めた。「あと1万円……です。1万円あれば、2ヵ月ごとの収入の『ガタガタ』があっても、なんとか乗り切れて、生活を安定させて、きっと……また表現をしていくこと、次に、表現して少しずつお金にしていくことを……考えられると思います」(馬場さん)

最後の方は、はっきり、きっぱりした口調であった。

もしかすると馬場さんは、年金の隔月支給による実質的損失を金額として語った、最初の生活保護当事者かもしれない。勇気に、「よくぞ言ってくれました」と感謝する。

年金を毎月支給にするか、保護費を増額するか、せめて2013年7月の減額以前に戻すか。あるいは、理解あるファイナンシャルプランナーを本人が選択できる制度を新設するか。いずれにしても必要なのは、生活保護で生き、暮らす人々の顔や表情や声や息遣いに接し、「その人々にとっての」生活実感を理解することではないだろうか？

2016年5月27日に再開した社保審・生活保護基準部会と厚生労働省は、生活保護で生きる人々の姿や声に、どの程度の関心を抱いているのだろうか？

ともあれ本連載では、次回も、生活保護に近い立場で生きる方々の声を紹介する予定である。

たらい回しのシングルマザー応援団 関西に支援活動の輪 中塚久美子

朝日新聞 2016年6月16日

行政に相談しても問題がなかなか解決せず、経済的にも厳しい。関西を中心に支援活動をする「シンママ大阪応援団」は、そんなシングルマザーの自立を後押しする取り組みだ。悩みに応じて専門的なサポートを紹介し、継続的に支えようという活動はまだ少なく、「困ったらいつでも戻って来られる実家」のような存在を目指している。

応援団は、社会保障や労働問題を扱う個人や団体でつくる「大阪社会保障推進協議会」(大阪市)が昨年5月に始めた。協議会は無保険問題をきっかけに子どもの貧困対策に関わっている。応援団では、弁護士や医療福祉団体などが相談内容に応じて協力する。

サイト (<http://shinmama-osaka.com/>) から相談メールを送ると、同協議会の寺内順子事務局長(56)から「お茶でもしながらお話ししましょう」と連絡がくる。寺内さんは「ほとんどの人はたらい回しにされたうえ、冷たい言葉を投げつけられている。必ず会って話を聞きます」と言う。



シングルマザーの相談にのる寺内順子さん。好きで着物をよく着る。待ち合わせではいい目印になる

関西に住む女性(44)は昨年10月、相談メールを送った。夫の暴力で、小さな子ども2人を連れ、実家に避難していた。所持金がほとんどなく、パートに出たが収入は月3万~4万円。親子3人で暮らすため、生活保護相談に役所へ行くと、「立ちゆかなくなったら来てください」と帰されたという。

公的な相談電話もあちこちかけたが、「離婚すれば支援が受けられる」など「通り一遍の制度の説明ばかり。離婚手続きが進まず、苦しくて相談しているのに」。ネット検索で応援団を見つけた。



障害者の3割「避難できず」 「地域とつながりない」22% 別府市、熊本地震で亀川地区調査【大分県】

西日本新聞 2016年06月17日

別府市は、同市亀川地区の障害者を対象にした熊本地震に関する聞き取り調査結果を公表した。およそ5人に1人が日頃から地域とのつながりがなく、避難をしたかったができなかった障害者が3割いた。市は「普段から地域とつながり、災害時には駆けつけてくれる体制を整え、命と暮らしを守る仕組みをつくりたい」としている。

調査は5月9~13日、障害者の防災対策に取り組む市民団体「福祉フォーラム in 別府速見実行委員会」などと共同で101人から聞き取った。年代は20~80代、1人暮らしは22%。

それによると、「日頃からどんな人とつながっているか」との質問に「隣近所」が63%、民生委員17%、自治委員10%で、「特につながりなし」との回答が22%。「民生委員がいつも代わり覚えられない」「障害者の友人とは連絡を取った」などの声が寄せられた。

避難をしなかったのは74%。うち「避難ができなかった」と回答したのは41%で、全回答者の31%に上った。地震直後から数日間で困ったことでは「睡眠」(47%)、「入浴」(17%)、「食事」(12%)が多く、「トイレやエレベーター、移動についても問題視する意見が少なくなかった」(市危機管理課)という。

「知りたい情報が得られなかった」との回答は18%。市が作成した防災マップや福祉避難所などについて「いずれも知らない」と回答したのは46%に上った。

市内には災害時に支援が必要な高齢者や障害者など災害時要援護者が約6千人いる。市は現在、市内の地域包括支援センターや自治会などと連携し、高齢者に地域と医療、福祉サービスを一括提供する地域包括ケアシステムの中に、障害者を組み込んだ形での仕組みづくりを模索している。今回の調査もこの仕組みづくりに生かしていく。

【熊本地震】高齢者・障害者らの安否確認 要支援者名簿生かせず難航

産経新聞 2016年6月17日



避難する高齢者や障害者ら。熊本地震では災害弱者への支援が課題となった

熊本地震では、介護を必要とする高齢者や障害者らの安否確認と避難に、課題を残した。多くの自治体は事前に要支援者名簿を作っていたが、管理システムがダウンしたり、情報が古かったりした。普段から名簿を外部に提供する場合は、記載された本人の同意が必要で、災害対策のハードルになっている。

■更新

政府は平成25年、災害対策基本法を改正し、支援が必要な人の名簿作成を市町村に義務付けた。東日本大震災で65歳以上の死者が全体の6割を占め、障害者の死亡率は住民全体の約2倍に達したからだ。

総務省消防庁によると、昨年4月時点で全国の市町村の52%が名簿を作成済みで、今年3月までの作成予定を含めると98%に上った。だが、熊本地震の例からは作った後の運用に課題が浮かぶ。

2度の震度7に襲われた熊本県益城町は、約2400人分の名簿データを準備していた。ところが、地震後、役場に入れず、パソコンも動かなくなり、5月上旬まで閲覧不能に陥った。結局、医療団体が避難所を回るなどして安否を確認した。町の担当者は「名簿を印刷し、紙で保存しておくべきだった」と悔やむ。

同県嘉島町は名簿の更新が滞り、亡くなったり、引っ越ししたりした人が載ったままだった。慌てた担当者は、地域の団体が作っていた別の名簿を使って安否確認を進めた。同県宇土市でも、安否確認先として掲載された近親者に電話すると同居しておらず、逆に安否を尋ねられたケースがあった。

■安心

行政に代わり、活躍したのが民間団体だ。社会福祉法人「熊本県視覚障がい者福祉協会」が運営する熊本県点字図書館（熊本市）は、利用者名簿や、県が開示した視覚障害者手帳を持つ人の情報を基に、13市町村計約1900人に、電話や戸別訪問をした。篠原静雄館長（54）は「必要な物資や困ったことも聞いた。細やかな支援で民間が担う役割は大きい」と指摘した。

益城町の自宅が全壊した大西光さん（72）は、緑内障を患う。避難所にいた4月16日、点字図書館の職員から携帯電話に連絡があった。「身の回りのことまで相談に乗ってくれて安心した」と振り返った。

■同意

災対法は平常時から消防や警察、民生委員、自主防災組織に名簿情報を提供すると規定する。ただ、本人の同意が得られた場合に限り、同県阿蘇市の担当者は「同意しなかった人にも支援は必要だ。個人情報との兼ね合いが難しい」と漏らす。

自治体が条例で規定を設ければ、本人の同意なしに外部へ提供でき、支援の実効性を高めることになる。しかし、熊本市の担当者は「内容を詳しくするほど外部提供は難しい。精神疾患や持病などプライベートな情報まで、（自治体が）勝手に提供できるようにする条例は現実的ではない」と説明した。現状では戸別訪問で一人一人理解を得るしかない。

東日本大震災の際、福島県南相馬市から名簿の提供を受けた同市のNPO法人「さぼーとセンターびあ」の郡信子施設長（55）は「個人情報を守っても、命を守れなければ意味がない」と語った。当時、名簿の情報が古く、市に障害者手帳を持つ人の情報を求めたが、開示まで2週間以上かかった。郡氏は「使える名簿が手元にあり、すぐ支援に動ける環境が必要だ」と訴えた。



◆視覚障害者に居場所を

指先に感覚を集中してビーズのストラップを作る利用者
たちは静岡市駿河区稲川のなごみで

目の病気の網膜色素変性症を患う静岡市葵区足久保口組の興津久美子さん（56）は二年半前、JR静岡駅南側に視覚障害者向けの就労支援事業所「視覚サポートなごみ」を始めた。引きこもりがちな人の居場所になったものの利用は広がっておらず、視覚障害者への周知を進めたいと十八、十九日に市内で開かれる福祉機器展に自主製品を出品する。

「見えなくなると何もできないと思ってしまうけど、そうじゃない」。そう思いながら興津さんは運営を続けている。興津さんが「障害者」になったのは十八年前。徐々に失明に向かう病気を発症した。今の視野は針の穴ぐらいしかない。発症当時、将来への不安から、福祉団体や施設をいくつも訪ねた。だが、視覚障害に適した施設は見つからなかった。障害の種類や度合いが異なる大勢の人の中では居づらさを感じた。

ほかの視覚障害者からも「居場所がない」「五年も家から出ていない。生きていてもしょうがない」との声を聞いた。「特に就労が難しいと企業側にも思われていて、本人も自信を失っている」。そうした人たちを支えたいと、なごみを開いた。毎日通う生まれつき弱視の女性利用者（55）は「外に出掛けると気持ちが上向きになる」と話す。定員は二十人だが、普段の利用は十人程度。国の給付費だけでは運営できず、自分の障害者年金を全部つぎ込んでぎりぎりの状態だ。利用者に支払う工賃は月一万円に満たない。

視覚障害者は身体障害者の中でも少数派。県内の身体障害者手帳を持つ人は昨年三月末時点で十二万六千八百人余り。うち視覚障害者は一割未満の八千二百人ほどにすぎない。

だが、なごみには毎日相談が寄せられている。利用が広がらないのは少数派という理由だけではなく「制度にも問題がある」と興津さんは指摘する。

今、なごみでできる支援は就労だけ。寄せられる相談は「就労支援」で解決できないことが多い。「就労を望まない人、病気を隠して働いている人は対象にならない。生活上の不便を改善するのが大切で、家族を含めた総合的な支援が必要なんです」

高校時代は浜松市の水泳強豪校に通い、800メートル自由形で県高校記録を出した。当時に培った精神力が今のなごみを支える。「きっかけがあればみんな外に出られる。自分が一人じゃないことを知ってほしい」

機器展は十八日午前十時、十九日午前九時から駿河区のグランシップで。入場自由。音声機器など視覚障害者の自助具を紹介する。

（河野貴子）

<視覚サポートなごみ> 静岡市駿河区稲川の継続就労支援B型事業所。市内外の30～70代、16人が登録し、平日に通う。ビーズ製品や白杖（はくじょう）の袋など自主製品作りのほか、100円ショップの製品袋詰めをしている。興津さんによると、視覚障害の支援施設は県内でほかに浜松市のウイズのみ。（問）なごみ＝054（266）6314。

◆全国平均上回る／県警全署に録音・録画機材

5月に成立した改正刑事訴訟法で3年以内に義務化されることになった取り調べの録音・録画（可視化）について、県警が2015年度、試行的に対象となる事件で全過程を

可視化した事件が64%に上ることが県警への取材でわかった。14年度の25%から大幅に上昇。県警は「第三者が見ても納得できるよう、信用性を担保しながら取り調べを行う」と話し、さらなる準備を進めたいとしている。

改正刑事訴訟法では、殺人など裁判員裁判対象事件と、検察の独自捜査事件で逮捕・勾留された容疑者について、取り調べの全過程での録音・録画を義務付けている。

県警刑事企画課によると、県警では2009年度から可視化を試行。15年度中に県警が検挙した裁判員裁判対象事件14件について、一部でも可視化を実施した事件は100%（14件）。全過程を可視化した事件は64%（9件）だった。

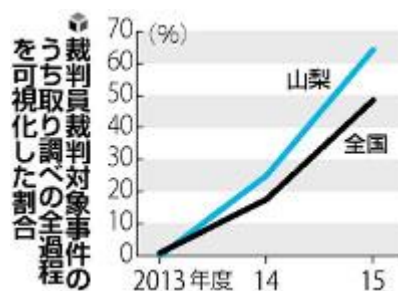
警察庁のまとめによると、全国では15年度の裁判員裁判対象事件3178件のうち、一部でも可視化した事件は91%（2897件）、全過程を可視化した事件は49%（1543件）で、15年度の県警の実施率はいずれも全国平均を上回った。

県警では、改正刑事訴訟法の成立を見据え、14年9月から全過程の可視化を試行。容疑者が拒否したものを除いて全過程での可視化を実施し、14年度には16件中、25%にあたる4件で実施した。

また、県警では警察庁の指針に従い、知的障害のある容疑者についても、取り調べの可視化を実施。15年度に知的障害者の取り調べで可視化を実施したのは3件あったという。

可視化に必要な録音・録画の機材については現在、県内で21台を配備し、12署全てに1台以上は行き渡っている。同課では「現状では不足はないが、今後備えて拡充も考えている」とする。

取り調べの可視化については、県警内に「録画されていると取調官も容疑者もぎこちなくなることもある」と懸念する声もあるというが、同課の佐藤英行次席は「取り調べをする側の習熟度も高めていく。適正な捜査を粛々と実施していきたい」と話している。



BUNNA ツアー公演 俳優募集【6月22日（水）必着】

西日本新聞 2016年06月16日

認定NPO法人ニコちゃんの会が主催する「すごい演劇アートプロジェクト」では、身体に障害がある人を中心にして創作する演劇のツアー公演に出演する俳優を募集している。演劇の経験は問わない。稽古、ツアーの間は身体のケアができるスタッフが同行する。ツアーは9月27日（火）～10月9日（日）、横浜と大阪で行われる。ツアー中の旅費・交通費は主催側で負担する。出演料は支払われない。

応募条件は（1）身体に障害がある人（2）15歳以上（3）稽古に参加できる人（9月内で20日間程度を予定）（4）ツアー日程に参加できる人。未成年者は保護者の承諾が必要。書類選考のあと、7月23日（土）、24日（日）の2日間、福岡市南区の九州大学大橋サテライトでオーディションが行われる。

参加希望者は、同法人ホームページ（HP）にある応募フォーム、もしくはHPからダウンロードできる申込用紙を郵送またはファクスにて6月22日（水）必着で申し込む。郵送の宛先は〒814-0153 福岡市城南区樋井川6の37の8 NPO法人ニコちゃんの会。同法人＝092（863）5903／ファクス＝092（862）0597／HP＝<http://www.nicochan.jp/>



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行